

忘れてる？と思わせる新手の不当請求

「数年前の利用料」を口実にした手口

配達記録郵便などを使い「4年前に使用した有料サイトの料金が未払い」などと請求。

電話番号やメールアドレスなどの個人情報を記載した明細書を同封し真実味を強調したうえ、支払期限を「3日以内」などと短く設定することで消費者に考える暇を与えません。

郵送直後に自宅などに電話があるケースも。

これは、過去に自分が利用した別事業者の請求と勘違いしたり、トラブルに関わりたくないという心理をついた悪質な手口です。消費者の不安をあおり、連絡させるのが相手の狙いです。



対策は・・・

個人情報が正確に記載されているからといって、すぐに信用してはいけません。怪しいな、と感じたら消費生活センターにご相談ください。万が一、脅迫めいた電話があった場合は警察に通報しましょう。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999（相談コーナー直通）

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。